

入校申込書

原

※太枠内は必ずご記入願います。

入校にあたり校則を遵守することを誓います。

入校日	年	月	日	入校希望日	年	月	日
フリガナ				男	生	昭和	
氏名				女	年	平成	年 月 日
現住所	〒	—		年月日		(歳)
実家住所 連絡先	〒	—		TEL	—	—	本人 携帯
学校名		学年	学部等	勤務先			

申込車種	普通車	二輪車		AT限定解除
	MT・AT	大型(M)	普通(M)	小型(M・A)
オプションプラン	フリー (利用する・利用しない)		安心(普通車のみ) (利用する・利用しない)	

現有免許	1.なし 2.原付 3.大型 4.中型・準中型・普通(MT・AT) 5.大特・小特 6.大型二輪(MT・AT) 7.普通二輪(MT・AT) 8.小型二輪(MT・AT) 9.仮免許	A 看護師 B 医師
------	--	---------------

支払い方法	1.一括(コンビニ払込み・当日現金・クレジットカード・銀行振込(手数料お客様負担)) 2.ローン
-------	---

保証人 (高校生及び 18歳未満)	住所	〒	—	氏名	
	TEL	—	—	続柄	

紹介者		希望指導者名	
-----	--	--------	--

※必ず裏面をご覧ください。

学校記載欄

受付月日	年	月	日	受付取扱者		備		
金額				入金月日	年	月	日	考

入校申込みの際におもちください。

免許証をもっていない人

住民票1通(本籍が記載されているご本人様のみのもので6ヶ月以内発行のもので個人番号<マイナンバー>が記載されていないもの)、本人確認証(学生証・健康保険証・住基カード・パスポートなど)

免許証をもっている人

免許証と住民票1通(本籍が記載されているご本人様のみのもので6ヶ月以内発行のもので個人番号<マイナンバー>が記載されていないもの)

*学生割引を受けられる方は、学生証が必要です。

*カード決済も出来ます。

*インターネットでもお申込みいただけます。

*銀行振込の場合

山口銀行 湯田支店 普通預金 0010351 カブシキガイシャユタジドウシャガッコウ

西京銀行 山口支店 普通預金 2137378 カ)ユタジドウシャガッコウ

*免許の取消し・交通違反がありましたらお申し出ください。

*ローンをご希望の方はお申し出ください。

入校日集合時間

月

日

入校時に
ご持参
ください*黒のボールペン
*必要な方は眼鏡
またはコンタクトレンズ

山口県湯田自動車学校

TEL 083-924-4611

FAX 083-924-4600

湯田自校の個人情報の取扱いについて

- 1 山口県湯田自動車学校（以後「湯田自校」と言う）は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法公正な方法により、個人情報を取得します。
- 2 湯田自校が取得したお客様の個人情報は、次の目的で利用します。その他の目的に利用することはありません。
 - (1) 免許取得のための教習を実施するため。
 - (2) 講習、認定教育を実施するため。
 - (3) 教習、講習、認定教育に関する内容の宣伝、サービスなどをお知らせするため。
 - (4) 各種イベント・キャンペーン及び交通安全講習会等の開催の案内などをお知らせするため。
 - (5) 顧客満足度の向上を図ることを目的として、郵便、電話、電子メールなどの方法により、アンケート調査を実施するため。
- 3 湯田自校は、お客様の個人情報を、法令に基づく場合を除いて、第三者に提供することはありません。
- 4 湯田自校は、保有する個人データについて、正確かつ最新のものに保つよう努め、個人データの漏えい、紛失等のないよう万全をつくしています。また、業務遂行上の必要により外部専門業者の業務委託等を行う場合においても、委託先等に機密保持義務を課すなど個人データの管理監督に努めています。
- 5 お客様の個人情報の開示（確認）又は誤った個人情報の訂正、追加、削除などを希望される場合は、当校（所）の定める書面により受付いたします。その際、本人であることを確認できるもの（運転免許証など）をご用意下さい。
- 6 個人情報の取扱いに関する問合せ先は、次のとおりです。
山口市葵2丁目4番55号 山口県湯田自動車学校「苦情・相談窓口」 電話 083（924）4611

技能教習のキャンセルについて

技能教習を当日キャンセルされますと、キャンセル料がかかる場合があります。（1回につき税抜2,000円）

途中退校、転校された場合の料金の払い戻しについて

教習開始後に退校、転校される場合には、入校時にお預かりした料金のうち、未教習料金（学科、技能教習料金）と未検定料は入校者様に返金いたします。

フリープラン、安心プランは、卒業を前提とした料金ですので、退校、転校された際には無効となり追加、補習教習分は精算させていただきます。

入校されない場合や入校手続き後、3ヵ月以上連絡がとれない場合は、いただいた入校申込書一式（住民票原本等含む）につきまして責任をもって破棄いたします。

技能教習のキャンセルについて

技能教習を当日キャンセルされますと、キャンセル料がかかる場合があります。（1回につき税抜2,000円）

途中退校、転校された場合の料金の払い戻しについて

教習開始後に退校、転校される場合には、入校時にお預かりした料金のうち、未教習料金（学科、技能教習料金）と未検定料は入校者様に返金いたします。

フリープラン、安心プランは、卒業を前提とした料金ですので、退校、転校された際には無効となり追加、補習教習分は精算させていただきます。

入校されない場合や入校手続き後、3ヵ月以上連絡がとれない場合は、いただいた入校申込書一式（住民票原本等含む）につきまして責任をもって破棄いたします。

誓約書

湯田自動車学校校長 殿

貴校入校に際し、以下のことを誓約します。

20 年 月 日

氏名(自署)

1. 法令(*未成年者の喫煙禁止を含む)および貴校の校則を守り、指導員の指導に従って教習を受けること。
2. 飲酒状態で教習を受けないこと。眼鏡等・衣服・履物など教習の条件を満たした状態で教習を受けること。
3. 教習車両および教習機器などの備品ならびに建造物を故意に傷つけたり破損したりしないこと。
4. 上記に反して法的な処罰を受けた場合、または貴校が著しい損害を受け、もしくは受けるおそれが生じた場合に、退校もしくは損害賠償、またその両方を求められても異議を申し立てないこと。
5. 入学申込に必要な書類に虚偽の申告をして入校し、そのことが明らかとなって、教習が続行できない、または免許が交付されないなどの事態が生じた場合、貴校の責任を問わないこと。
6. 万一、教習中または構内において事故が発生した場合、教習生・講習受講者または第三者に対する貴校の損害の賠償については、貴校が加入する保険に定める範囲内でのみ行われることに異議を申し立てないこと。
7. 私物の管理は自己責任とし、万一、盗難にあっても貴校の責任を問わないこと。

以上

入 所 時 質 問 票

この質問票は『運転免許を受けることができない期間（欠格期間）』の有無を確かめるためのものです。

次の質問のうち、該当する欄の□印にチェック をしてください。

質	<p>① はじめて運転免許を取得しようとする人</p> <p>問 過去、無免許運転などの交通違反・交通事故はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> あります</p> <p><input type="checkbox"/> ありません</p>
問	<p>② 現在、運転免許を取得している人</p> <p>問 過去1年以内に、交通違反・交通事故はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> あります</p> <p><input type="checkbox"/> ありません</p>
事	<p>③ 過去、運転免許を取得していたことのある人</p> <p>問1 運転免許を失った理由は何ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 失効（期限切れ） <input type="checkbox"/> 再試験取消 <input type="checkbox"/> その他</p>
項	<p>問2 運転免許を失った後、交通違反・交通事故はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> あります</p> <p><input type="checkbox"/> ありません</p> <p>問3 運転免許を失った後に名前、本籍や住所の変更はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> あります（<input type="checkbox"/>氏名 <input type="checkbox"/>本籍 <input type="checkbox"/>住所）</p> <p><input type="checkbox"/> ありません</p>

- 上記の回答に間違いありません。
- 入所するにあたり、
 - ・ 欠格期間でないこと
 - ・ 運転免許試験を受験する時には欠格期間を経過することは自らの責任で確認済みです。
- 卒業までに、
 - ・ 交通違反、交通事故、運転免許の停止・取消し
 - ・ 運転免許証の記載内容に変更
 があったときは、速やかに申し出ます。

令和 年 月 日

湯田自動車学校長 殿

氏名

一定の病気等にかかっている方及びそのご家族の皆さん等へのお願い

- 一定の病気等とは
 - ・ 統合失調症 ・ てんかん ・ 再発性の失神 ・ そううつ病
 - ・ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 ・ 認知症
 - ・ 無自覚性の低血糖症 ・ 脳卒中 ・ アルコール中毒
 - ・ その他運転に支障のあるもの等を言います。

- 警察では「安全運転相談窓口」を設置し、一定の病気等に関して運転免許の受験や更新の可否について相談をお受けしています。
- 自動車学校へ入校する前に、必要に応じて相談をしてください。

- 仮免許及び運転免許の受験申請や運転免許の更新申請をされる際には、ご自身の病状等の有無を質問票に記載し提出して頂くこととなります。
- 質問票には、一定の病気等に関する五つの質問事項がありますので、正確に記載してください。
該当事項があっても、直ちに受験や更新ができなくなる訳ではありません。ただし、虚偽の記載をして提出された場合は、処罰の対象となります。

- 山口県警察本部運転管理課 「安全運転相談窓口」
〒754-0002 山口市小郡下郷3560-2
山口県総合交通センター4階
電 話 083-973-2900(センター代表)
#8080(安全運転相談受付専用)
月曜日～金曜日(祝日、振替休日、年末年始の休日を除く)
8:30～17:15
Eメールアドレス(県警ホームページから受付可能)
untentekisei@police.pref.yamaguchi.lg.jp

上記、確認しました。

令和 年 月 日 氏名